

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年12月22日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名
(自民党市議団, 公明党市議団,
無所属(議), 無所属(副))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 厚生労働大臣,
内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 宛て

京都市会議長 名

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設した。

また、12月15日の自民・公明連立政権合意では、速やかに「女性の活躍推進法案」を成立させることとした。法案では、その取組の推進を「国や地方自治体の責務」と位置付け、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定することとしている。そのうえで、国や地方自治体に加え、従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握・分析し、改善すべき事項等に関する数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることとし、加えて、国は、公共工事の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすこととしている。

今後、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取組を確実に進めつつ、一層加速化していかなければならない。

よって国におかれては、下記の事項について、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて、政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
- 2 女性が幅広い分野で活躍することができるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 3 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働であるにもかかわらず、男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。
- 4 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハ

ラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。

- 5 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて、予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 6 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など、幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。